

仲間のふれあい

2018
5/29

全国一般大阪地方労働組合
サンプラザ労働組合
発行人 上西 順一
編集人 足立 宏之

会社は6月、1千万円以上の組合費返金！
パートナーの皆さん！
返還された組合費・1万円程はあなたのもの！

サンプラザユニオンの組合費再徴収は違法！
違法な再徴収に協力しない・応じないでください！

(組合費再徴収の同意署名にサインされた方もそれは無効！)

会社はユニオンに対して
「厳しく抗議するとともに対象文書
(同意署名)の回収と廃棄を求める」

顧問弁護士はユニオンの再徴収
に「組合加入手続きがなされていない
時期の組合費の徴収は違法である」

2017年12月11日、大阪府労働委員会にて、(株)サンプラザに対して不当に徴収された組合費(2015年4月度~2018年1月度分)の返還命令が出ました。会社がパートナーに対してこの返還を開始しました。しかしサンプラザユニオンはこの返還分を再徴収しています。違法で勝手な組合費徴収だから会社はパートナーに返金したのです。それなのにユニオンは違法性をごまかして再徴収(法令遵守、違法徴収する支部長の責任は重大)しています。

労働委員会はパートナーの皆さんの雇用契約書によるサンプラザユニオンへの加入と組合費の給料から天引きを無効にしています。「労働委員会がユニオンの加入は認める」(玉置氏の組合費再徴収文書)はうそ、組合費をだまし取るためのものです。皆さんは決して騙されないでください。

サンプラザ労組は違法な再徴収に疑問をもつパートナーの相談に応じています。すべての仲間はサンプラザ労組に加入して違法行為にNOを！

1000人以上、1000万円以上の組合費違法徴収は社会問題です。皆さんで話し合い、下記相談窓口にご相談ください。

メールアドレス

sunplaza.rouso@gmail.com

組合ブログアドレス

<http://ameblo.jp/2014feb27/entrylist.html>

電話 (070-5432-6225)

フリーダイヤル (0120-157-931)

違法なお金だから返すのに
なんでまた取られるの！

サンプラザ労組に加入したら
取られないですむよ！



5/8 団体交渉・賃上げ会社回答!

	賃上げ額	賃上げ額	賃上げゼロ	実施日
正社員	平均 8432 円(昇格含む)	平均 2600 円 (昇格抜き)	53名	5月16日
パートナー	60歳未満 20円	60歳以上 10円		5月16日



会社は昇格者を増やし、昇格・昇給で平均 8432 円の賃上げ回答をしてきました。しかし、昇給ゼロの人が 53 名もいる不公平な賃上げです。また、60 歳以上のパートと 60 歳未満のパートの時給も差別しています。サンプラザ労組は職場の和、団結をこわす差別的な賃上げの改善を強く要求しています。

大阪地裁で 3000 万円強の支払い! 今後はサービス残業 NO! 会社と和解成立!

3月16日、会社がサンプラザ労組員に残業代総額 3000 万円強支払うこと、今後、残業のルールを改善し、全従業員を平等に扱うこと、残業時間どおり(タイムカードどおり)支払うことで和解が成立しました。

サンプラザ労組の 4 年間の取り組みの成果です!

人手不足解消、サービス残業改善、法令遵守の第一歩!

サンプラザ労働組合は昨年からずっと

パートナーの残業代・割増賃金を請求! 会社は 7 月より法律どおり支払うと回答!

組合はパートナーの割増賃金過去分も支払うように要求しています。

残業代がタイムカードどおり支払われます!

サンプラザ労組の 4 年間の取り組みにより、今後会社は「残業時間について、タイムカードに打刻された出退勤時刻に従って計算すること」になりました。パートナーについても会社は違法に残業代・割増賃金を支払っていなかったのですが是正されることになりました。マネージャーら(係長以下)も残業代請求権があり、サンプラザ労組組合員には過去分も支払われます。(但し過去分について請求しない人には支払われません) **パートナーも一日 8 時間以上働いた方は割増賃金請求権があります。** サンプラザ労組までご相談ください!